

議案第 102 号

俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の一部改正について

俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の一部を改正する条例
俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例(平成 19 年伊賀市条例第 75 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「財団法人芭蕉翁顕彰会」を「公益財団法人芭蕉翁顕彰会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の規定は、平成 24 年 7 月 2 日から適用する。